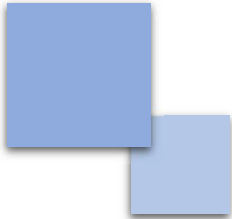


# 障害者グループホーム 事務マニュアル ～整備費補助金編～



横 須 賀 市

令和7年2月

(事務担当) 横須賀市民生局福祉こども部福祉施設課 施設第2担当

※令和7年度の組織改正に伴い4月から障害福祉課に移管する予定です

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話 : 046-822-8244 / FAX : 046-822-2411

電子メールアドレス : wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp

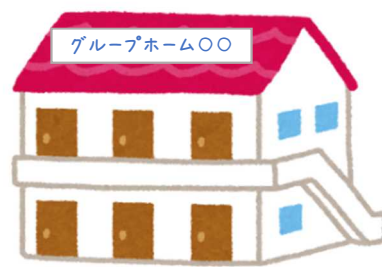
## 整備費補助金編

### ～令和7年度から補助金制度を改正します～

横須賀市は障害福祉計画に基づいて、地域で重度の障害を持つ方々を受け入れる体制を整備し、地域生活への移行を推進します。

そのために、重度の障害を持つ方々が入居できるグループホームの設置促進に向けて、関連する整備費補助金制度を見直します。

具体的には、事前（前年度）に申請された整備事業について審査を行い、補助対象として選定した事業に対して補助金を交付する制度に改めます。



### 【関係法令等】

横須賀市のグループホーム（共同生活援助）の整備費補助金については、「**グループホーム設置運営事業補助金交付要綱**」に基づき交付します。

また、グループホームの設置、運営に関しては、「**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準**」のほか、以下の関係法令等を遵守することが求められます。

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
- ・ 障害者基本法
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
- ・ 身体障害者福祉法
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）
- ・ 知的障害者福祉法
- ・ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ・ 消防法
- ・ 建築基準法 など



## 目 次

|     |                        |    |
|-----|------------------------|----|
| 1   | 補助金交付のスケジュール.....      | 1  |
| 2   | 補助対象者.....             | 1  |
| 3   | 補助対象となる整備事業.....       | 1  |
| 4   | 補助金額.....              | 3  |
| 5   | 事前申請手続き.....           | 3  |
| 5-1 | 提出書類.....              | 5  |
| 5-2 | 提出方法.....              | 6  |
| 5-3 | 提出先.....               | 7  |
| 5-4 | 提出期限.....              | 7  |
| 5-5 | 事前申請の変更.....           | 7  |
| 5-6 | 事前申請の取下げ.....          | 8  |
| 5-7 | 審査及び補助対象事業の決定.....     | 8  |
| 5-8 | 審査結果の通知.....           | 8  |
| 6   | 補助金交付申請（本申請）手続き.....   | 9  |
| 6-1 | 申請書の提出.....            | 9  |
| 6-2 | 交付決定通知.....            | 9  |
| 7   | 整備事業を変更した場合の申請手続き..... | 10 |
| 8   | 施行業者との契約、整備（工事）着工..... | 10 |
| 9   | 実績報告書、請求書の提出.....      | 11 |
| 10  | 完了検査（現地確認）.....        | 11 |
| 11  | 補助金の交付.....            | 11 |

## 整備費補助金編

### 1 補助金交付のスケジュール

| 時期       | 事務内容             | 所掌   |
|----------|------------------|------|
| 2月末まで    | 事前申請書（事業計画書等）を提出 | 法人⇒市 |
| 3月中旬     | 審査、補助対象事業を決定     | 市    |
| 4月1日まで   | 審査結果通知を送付        | 市⇒法人 |
| 4月1日～    | 整備費補助金申請書を提出     | 法人⇒市 |
| 4月上旬     | 事業者に交付決定通知書を送付   | 市⇒法人 |
| 4月上旬以降   | 整備開始（工事着工）       | 施工業者 |
| 翌年3月末まで  | 整備終了（工事竣工）       | 施工業者 |
| 翌年4月中旬まで | 実績報告書、請求書を提出     | 法人⇒市 |
| 翌年5月中旬まで | 補助金を交付（振込）       | 市⇒法人 |

※事業所の指定に係る申請は、別途、指定を受ける2か月前までに指導監査課（市役所分館1階、電話：046-822-8411）に提出してください。

### 2 補助対象者

以下の要件を満たす事業者（法人）が対象となります。

- 事業所指定を受ける時点で、定款に「障害福祉サービス事業」を行う旨が記載されていること。
- 過去に不正受給等による当補助金の返還請求や交付決定の取消を受けていないこと。
- 過去に障害福祉サービス事業等の指定の取消処分を受けていないこと。

### 3 補助対象となる整備事業

横須賀市内に障害者グループホーム（共同生活援助）を新たに開設する場合のほか、従たる事業所を設置する場合や定員の増加に伴う増改築（増設）、賃貸人から賃貸

物件の立ち退き等を求められた際の移転等に伴う改築等の施設整備や備品購入に要する経費を補助します。

事業者（法人）が所有する物件または賃貸物件のいずれも補助の対象となります。

老朽化による改築やリフォームなどによる改修、移転等に伴う引越費用などは補助の対象外となります。

#### 【参考】補助対象可否の判断事例

| 内容                                                 | 補助対象 |
|----------------------------------------------------|------|
| 土地や建物の購入に要する経費                                     | ×    |
| スプリンクラーや自動消火設備等の消防設備の整備                            | ○    |
| グループホームに設置する家具、家電製品、調理器具等の備品の購入（リース契約物品は対象外）       | ○    |
| グループホームの運営に使用するパソコンや印刷機等の備品の購入（リース契約物品は対象外）        | ○    |
| 賃貸物件の権利金、礼金、仲介手数料等（退居時に返金される敷金等の債務保証の性質を有するものは対象外） | ○    |
| 洗剤やトイレトペーパー等の日用消耗品の購入                              | ×    |

※「備品」とは、数年度にわたって使用する物品となります。その物品の性質から判断して短期または一度の使用によって消費される「消耗品」は補助の対象外となります。

#### 消防設備について

平成 27 年 4 月 1 日から消防法施行令別表第一第 6 項（ロ）に該当するグループホーム（障害支援区分 4 以上の者が概ね 8 割を超える場合）は、スプリンクラー設備の設置が義務付けられました。

基準を満たさない場合は、消防法施行令違反物件となるため、グループホームとして認められなくなる場合がありますので、ご注意ください。

#### 【その他の要件】

- 賃貸物件の場合は、賃貸人から整備事業（改修工事内容）について同意を得ていること。

## 整備費補助金編

- 工事については未着工（工事施行業者を決める入札や契約締結は可）、備品について未購入であること。

### 4 補助金額

整備事業（申請）1件あたりの整備費補助金の上限額は、整備区分に応じて次の表のとおりとなります。

| 整備区分  | 主な障害種別 | 補助上限額 |
|-------|--------|-------|
| 新規開設※ | 知的・精神  | 100万円 |
| 新規開設※ | 身体     | 400万円 |
| 増設・移転 | —      | 50万円  |

※「新規開設」とは、新たに事業所指定を受ける場合となります。

### 5 事前申請手続き

翌年度に整備費補助金の交付を希望するグループホームの整備事業がある場合は、前年度に事前申請手続きを行う必要があります。募集開始の告知は市ホームページ（[https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2620/sisetu/gh\\_seibihi.html](https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2620/sisetu/gh_seibihi.html)）にて行います。

#### 申請にあたっての留意事項

※設置場所や事業所名等が決まっていない場合は、予定の名称（仮称）や所在地を記入してください。

※別途、市が間接補助を行う厚労省「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」の補助申請とは併せて申請することはできません。

※グループホームの設置については、障害者総合支援法をはじめ、建築基準法や消防法等の関係法令をすべて満たす必要があります。補助金申請手続きとは別に、必要な手続きを行ってください。

※事業所の指定に関する基準等については、指導監査課（市役所分館1階、電話：

046-822-8411)にご相談ください。

※補助金の申請は、事業所の指定に影響を及ぼすものではありません。(補助金の交付を受けずに、事業所の指定を受けることもできます。)

※補助金の交付は、工事が完了しグループホーム（共同生活援助事業所）の指定を受けたことを市が確認してからとなります。

※原則、年度内（翌年3月末まで）に工事が完了できる整備計画としてください。  
(災害等の不可抗力により工事の延期等が余儀なくされた場合は、繰越等の手続きについて検討します。)

※事業計画書と実際の設置運営内容が異なる場合には、補助金の交付決定の取り消しや交付した補助金の返還を求めることとなりますので、ご注意ください。

#### 【事前申請できる件数について】

- 申請できる件数（整備事業）の制限は設けません（1法人が複数の整備事業の事前申請を行うことができます）が、公平性の観点から1法人につき1整備事業のみの採択（例：3つの整備事業を事前申請し、1つの整備事業のみが採択）とする場合があります。

#### 【財産処分の制限について】

- 次の区分に応じた年数を経過するまでに、整備費補助金の交付を受けたグループホームを廃止した場合は、残存年数に応じて補助金の交付を取り消し、返還を求める場合があります。

| 区分             | 年数 |
|----------------|----|
| 備品購入（1件10万円以上） | 3年 |
| 建物整備改修費        | 5年 |

## 整備費補助金編

### 5-1 提出書類

- 「グループホーム整備費補助金事前申請書」(様式1)に以下の添付書類を添えて提出してください。

※各種申請様式は、[市ホームページ「障害者グループホーム整備費補助金」](#)からダウンロードできます。

※提出された書類は、一切返却しません。また、提出書類の印刷等に要する費用は申請者の負担となります。

#### 添付書類

##### ①事業計画書(様式2)

##### ②備品等一覧表(様式3)

※備品等の購入費について補助を受ける場合に提出してください

##### ③建物の図面(平面図及び実施設計図等)

※事前申請日時点で図面が作成できていない場合は、作成でき次第、速やかにご提出ください

##### ④建物の外観および内部の写真

※A4用紙内に4面程度で写真を貼り付けた資料(既存建物以外は不要)

##### ⑤施設整備や備品購入に係る見積書(下見積)

※備品購入に係る見積書は、カタログ等の写しでも構いません

##### ⑥賃貸借契約書(写)

※整備事業の建物が賃貸物件の場合のみ提出してください

##### ⑦運営規程(案)

※「障害福祉情報サービスかながわ」の書式ライブラリ検索『5. 横須賀市からのお知らせ』>『9. 運営規程作成例』をご参考ください

(<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=14&id=41&page=1>)

##### ⑧重要事項説明書(案)

※入居者と契約する際の入居条件等を記載した重要事項説明書の案をご提出ください





## ⑨業務継続計画書【自然災害発生時】【新型コロナウイルス発生時】(案)

※厚労省ホームページ「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」をご参考ください(ひな形の様式もダウンロードできます)

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html))



## ⑩法人の定款(写)

※法人未設立の場合は定款(案)をご提出ください

## ⑪決算書類(直近3年分)

※法人設立から3年を経過していない場合は設立年度から直近事業年度分までの決算書類、法人未設立の場合は事業開始初年度の予算書(案)をご提出ください

## ⑫職員の資格等を確認できるもの(写)

※グループホームに配置予定の職員が以下の資格・免許等を保有している場合のみ写しを提出してください(資格等に記載された個人情報、本事前申請の審査のために利用し、それ以外の目的では利用しません)

- ・強度行動障害支援者養成研修の修了証書
- ・認定特定行為業務従事者認定証
- ・医療行為ができる医療従事者(医師、看護師等)の免許
- ・社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理士の資格を証するもの

## 5-2 提出方法

- すべてデータで提出が可能(図面等はスキャン PDF データ)な場合は、電子メールに必要な書類を添付してご提出ください。

市が受信できるメールの最大容量は **10MB** となります。最大容量を超える場合は、添付ファイルを何回かに分けてメール送信するか、オンラインストレージ(最大 1,000MB)による提出をご希望の場合は URL とパスワード等をお伝えいたしますのでご連絡ください。



- 印刷物をご提出いただく場合は、提出書類**5部**を郵送または持参の方法により、ご提出ください。



## 整備費補助金編

### 5-3 提出先

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地（横須賀市役所 分館 2 階）

横須賀市民生局福祉こども部福祉施設課 施設第 2 担当

メールアドレス：wf-shogai@city.yokosuka.kanagawa.jp

### 5-4 提出期限

- 各年の提出期限は、市ホームページ「障害者グループホーム整備費補助金」([http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2620/sisetu/gh\\_seibihi.html](http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2620/sisetu/gh_seibihi.html))に掲載します。（例年 2 月末ごろを予定しています。）

### 5-5 事前申請の変更

- 事前申請書の提出後に整備事業の内容に変更や誤りによる訂正が生じた場合は、「事業計画書」（様式 2）の「申請区分」を『変更』または『訂正』を選択し、変更や訂正が生じた項目を修正したうえで、速やかに提出し直してください。

| 事業計画書      |                 |      |      |            |
|------------|-----------------|------|------|------------|
| 1 申請者（設置者） |                 | 申請区分 | 新規   | 提出年月日      |
| 所在地        | 〒 238-8550      | 新規   | 訂正   | 令和 7 年 2 月 |
| 名称         | 社会福祉法           | 訂正   | 訂正   | 訂 1-2-3    |
| 代表者役職・氏名   | 理事長 ○○ ○○       |      |      |            |
| 法人設立年月日    | 令和 8 年 2 月 28 日 |      | 従業員数 | 1,000      |
| 担当者        | 総務グループ          |      | 氏名   | ○○ ○○      |
| 所属         | 040 000 0044    |      | 氏名   | 040 000 0  |

- 設計図や整備費の見積金額に変更が生じた場合などは、変更が生じた添付資料も合わせて提出し直してください。

○ 事前申請書の提出後に申請を取り下げる場合は、速やかに「**事前申請取下書**」(様式4)を電子メールまたは郵送、持参の方法によりご提出ください。

(様式3)

令和 7年 3月 15日

横浜市民生活局福祉こども部長 宛て

〒 238-8550  
 法人所在地 ○○市○○区○○1-2-3  
 取寄 法人 名称 社会福祉法人○○会  
 代表者役職氏名 理事長 ○○ ○○  
 (印鑑)  
 所属 市役 総務グループ ○○  
 連絡先 046-822-8244

障害者グループホーム整備補助金に係る事前申請取下手

標記について、下記のとおり申請を取ります。

記

1 取上げる申請  
 (1) 事前申請書提出年月日 令和 7年 2月 28日  
 (2) 整備事業の施設名 名称) グループホーム○○

2 取上げる理由

○○・○○により、○○・○○することとなり、補助金の交付申請が不  
 属となったため。

| 事業計画書 |     |     |     |     |     | 交付印   |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 経 費   | 課 金 | 保 険 | 給 付 | 経 費 | 経 費 |       |
|       |     |     |     |     |     |       |
|       |     |     |     |     |     |       |
|       |     |     |     |     |     |       |
| 収支年月日 |     |     |     |     |     | 年 月 日 |

○ 事業所から提出された事業計画書等について、庁内で審査会議を開催し、市の審査基準に基づいた審査（採点）を行ったうえで補助対象事業を決定します。

※審査会議は、福祉こども部内の関係各課の職員３名（福祉こども部長、福祉施設課長、障害福祉課長）で構成し、会議は非公開とします。

- 各委員の採点の結果、予算の範囲内で合計得点の高い事業から順に採択する事業を決定します。
- 決定した補助対象事業は、整備事業名、設置所在地、定員、設置者（法人の名称、所在地、代表者）を市ホームページに公表します。



○ 4月上旬までに事前申請書（事業計画書等）を提出した全ての事業者（法人）に審査結果（内示）を送付します。

## 整備費補助金編

## 6 補助金交付申請（本申請）手続き

補助対象事業として採択された事業者（法人）は、翌年度（4月1日以降）に補助金の交付申請手続きを行います。

申請書の各様式は、前年度の審査結果において採択された事業者あてに事前にメール送信します。

## 6-1 申請書の提出

- 「補助金交付申請書」（第1号様式）を電子メールまたは郵送、持参の方法によりご提出ください。

※事前申請の際に提出した事業計画書の内容に変更がある場合は、修正した事業計画書や変更が生じた設計図等を添付資料も合わせてご提出ください。ただし、原則、**補助金額の増額は認められません。**

※市から「交付決定通知書」が送付されるまでの間は、**工事の着工はできません。**（施工業者の入札や契約手続きについては可）交付決定前に工事を着工した場合は、補助金の交付対象外となりますのでご注意ください。

| 令和7年度 補助金交付申請書                                        |                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和7年（2025年）4月1日                                       |                                                                                                   |
| （あて先）<br>横濱市市長                                        |                                                                                                   |
| 所在地 横濱市〇〇町1-2-3<br>申請者 法人名 社会福祉法人〇〇会<br>代表者 理事長 〇〇 〇〇 |                                                                                                   |
| 補助金等の名称                                               | グループホーム設置運営事業補助金（整備費）                                                                             |
| 補助事業等の名称                                              | 障害者グループホーム運営等助成事業                                                                                 |
| 交付申請額                                                 | 1,000,000円                                                                                        |
| その他<br>（添付書類）                                         | 1 障害者グループホーム整備計画書<br>（変更があった場合のみ）<br><input type="checkbox"/> 整備計画書に変更ありません<br>2 障害者グループホーム整備費予算書 |

## 6-2 交付決定通知

- 市から補助金の「交付決定通知書」を送付（郵送）します。

| 補助金等交付決定通知書                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 横濱市助成金協定 第333号<br>令和〇年（XXXX年）〇月〇日                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 申請者 住 所 〇〇市〇〇町1-2-3<br>法人名 社会福祉法人〇〇会<br>ホーム名 グループホーム〇〇<br>代表者 理事長 〇〇 〇〇 様<br>横濱市市長 上地 茂博 様 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 令和〇年〇月〇日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、補助金等交付決定通知書各の欄により通知する。                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 補助金等の名称                                                                                    | グループホーム設置運営事業補助金（整備費）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 補助事業等の名称                                                                                   | 障害者グループホーム助成事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 交付金額                                                                                       | 1,000,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 交付条件                                                                                       | (1) 本補助金は、事業の目的以外に使用してはならない。<br>(2) 本事業の内容を変更しようとする場合は、すみやかに横濱市に協議し、市長の承認を受けなければならない。<br>(3) 本事業を延期し、中止し、または廃止しようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。<br>(4) 本事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。<br>(5) 上記交付金額を上回るとし今後の契約等により事業費が変更になった場合は、交付金額を減額する。<br>(6) 交付条件に違反したときは、補助金の全額もしくは一部の返還を命ずることとなる。<br>(7) 「横濱市補助金等交付規則」を遵守すること。 |

## 7 整備事業を変更した場合の申請手続き

補助金交付申請書（本申請）を提出後に、整備内容等の変更に伴い、補助金額に変更が生じる場合は、速やかに「事業変更申請書」（第3号様式）に必要な添付書類を添えて電子メールまたは郵送、持参の方法によりご提出ください。

※事前申請の審査に影響を及ぼすような整備事業の内容に変更が生じた場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取消す場合があります。

### 添付書類

・「5-1 提出書類」のうち変更が生じた書類

| 第3号様式（規則第6条第1項） 事業計画変更申請書 |                                          |
|---------------------------|------------------------------------------|
| 令和×年×月×日                  |                                          |
| （あて先）<br>横浜市長             |                                          |
| 申請者                       | 所在地 横浜東区〇〇町1-2-3                         |
| 名称                        | 社会福祉法人〇〇会                                |
| 代表者                       | 理事長 〇〇 〇〇                                |
| ホーム名                      | グループホーム〇〇                                |
| 補助金等の名称                   | グループホーム設置運営事業補助金（整備費）                    |
| 補助事業等の名称                  | 障害者グループホーム助成事業                           |
| 変更の内容                     | 予算額の変更に伴い、補助申請額を499,370円から500,000円に変更する。 |
| 変更年月日                     | 令和×年×月×日                                 |
| 変更理由                      | 備品購入額が当初の予定より上回ったため。                     |
| 添付書類                      | 1. 障害者グループホーム整備費予算書                      |

## 8 施行业者との契約、整備（工事）着工

市から交付決定通知書が届きましたら、工事を着工できます。

施工業者は市内事業者による一般競争入札や2者以上の見積もり合わせを行うなど、競争性や公平性に配慮して整備費用（補助金額）の削減に努めて決定してください。



## 整備費補助金編

### 9 実績報告書、請求書の提出

整備（工事）完了後は、速やかに、「**実績報告書**」（第4号様式）に必要な添付書類を添えて、電子メールまたは郵送、持参の方法によりご提出ください。

#### 添付書類

- ・「**障害者グループホーム整備結果報告書**」
- ・ **工事完了後の建物・設備の写真**  
※A4 用紙内に 4 面程度で工事後の写真を貼り付けた資料。
- ・ **購入した備品等の写真**  
※備品等の補助を受けた場合は提出してください。
- ・ **領収書（写）**
- ・「**請求書**」（第5号様式）



| 令和7年度 実績報告書      |                                                              |
|------------------|--------------------------------------------------------------|
| 令和7年（2025年）3月10日 |                                                              |
| （あて先）<br>横須賀市長   |                                                              |
| 所在地 横須賀市〇〇町1-2-3 |                                                              |
| 申請者              | 法人名 社会福祉法人〇〇会                                                |
| 代表者名             | 理事長 〇〇 〇〇                                                    |
| 補助事業等の名称         | 障害者グループホーム助成事業（整備費）                                          |
| 交付決定額            | 1,000,000円                                                   |
| 清算額              | 1,000,000円                                                   |
| 補助事業等<br>完了年月日   | 令和7年3月31日                                                    |
| 清算に係る収支明細        | 別紙のとおり                                                       |
| その他<br>（添付書類）    | 1. 障害者グループホーム整備結果報告書<br>（整備計画書に変更があった場合のみ）<br>□整備計画書に変更ありません |

### 10 完了検査（現地確認）

工事完了後は、原則、市の担当職員が現地確認を行います。  
事前に市の担当職員から電話等により、日程調整のご連絡をいたしますので、ご協力をお願いします。  
当日は、整備費補助金で整備した箇所や購入した備品を確認し、必要に応じて写真を撮らせていただきます。

市職員



### 11 補助金の交付

完了検査（現地確認）後、補助金をご指定の口座に振り込みます。